

公 告

桑名市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供します。

なお、同法第11条第2項の規定により、提出された意見書はありません。

令和8年4月1日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

- 1 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧期間
令和8年4月1日から令和8年5月1日まで（執務時間中）
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
桑名市役所産業振興部農林水産課 桑名市中央町二丁目37番地